免許番号 共第11号

漁場の位置 明石市船上町から明石市魚住町・二見町東二見界に至る間の地先

漁場の区域 次の点A、ア、イ及びBを結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

## 点の位置

- A 明石市船上下水処理場排水口中央(北緯34度38.60分、東経134度58.58分)
- B 最大高潮時海岸線における明石市魚住町・二見町東二見界(北緯34度41.57分、東経134度53.33分)
- ア Aから184度1,200メートルの点(北緯34度37.95分、東経134度58.52分)
- イ Bから196度4,000メートルの点(北緯34度39.49分、東経134度52.61分)

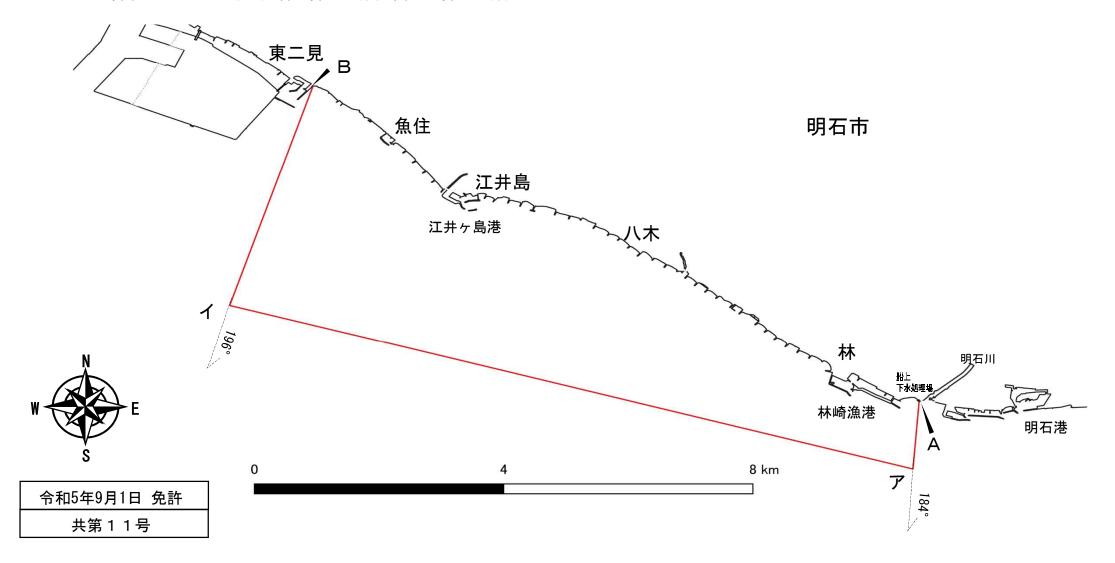


表						表示					
示番	漁場		別紙 漁場図のとおり		免許年月日		令和5年9月1日		存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
号	漁業の	種類	主な漁獲物	漁業時期	ì	漁業の種類	主な漁	遵物		漁業時期	制限又は条件
号 1	1 かき漁	業い漁業漁業	主な漁獲物	漁業時期 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで		漁業の種類	主な漁	· 獲物		漁業時期 	制限又は条件潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
		<b>心中</b> 但海		△┼√──□		<b>北</b>		<del>                                      </del>			
海	区	<del>八</del>	戶內海海区	免許番号		共第11号		摘	安		

免許番号		共第11号		摘要							
			共	有	漁	業	権	事	項		
順位番号	持分	事項		順位番号	持分		事	項		備	考
		明石市林3丁目19番27号 林崎漁業協同組合 明石市大久保町江井ヶ島・ 江井ヶ島漁業協同組合	418番地6								

*=			漁業権区	漁業権区				
表示番号	表示	順位 番号		順位 番号				
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	明石市林3丁目19番27号 林崎漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日					
	□ 743 十3月 1日		7743年3月1日					